

既存株主等の口座情報を求める通知に関する振替法等の改正に伴う  
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

2024年10月30日  
株式会社証券保管振替機構

## 1. 改正趣旨

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第80号）の成立に伴い、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「法」という。）、社債、株式等の振替に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第5号）及び一般振替機関の監督に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第1号）が改正され、振替機関の業務規程において定めるべき事項として「法第131条（会社が株主等の口座を知ることができない場合に関する手続）第1項第2号の口座に係る通知の受理に関する事項」が新たに追加されたこと等を踏まえ、「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部について所要の改正を行う。

## 2. 改正概要

### （1）口座通知の受理に関する事務の委託等に関する規定等の整備

法第131条第1項柱書に規定する通知（※）の期間に係る規定に関して、発行者が株主へ同通知を行う期限（一定の日の1ヶ月前まで）が規定されていたところ、株主が発行者へ口座情報の通知（以下「口座通知」という。）を行うべき期間が規定され、また、この期間は、発行者が同通知を発した日から15日以上で、直近上位機関が定める日までの期間（発行者から委託を受けた株主の直近上位機関において口座通知の受理に関する事務が行われる場合）とされた。この法令の定めを踏まえ、株式等振替制度における実務対応を円滑かつ確実に実施するため、以下の要旨で規定を整備する。（規程第42条、第42条の2、第43条関係）

- a 口座通知の受理に関する事務の委託や受託に関する規定を整備する。
- b 直近上位機関が定める日までの期間は、法第131条第1項柱書に規定する通知を発した日から起算して15日以上で、株主等の保護のため必要かつ適当な日として機構が定める日とする旨の規定を整備する。

（※）取扱開始時等、発行者が一定の日における株主に対して振替株式を交付しようとする際に、株主の口座を知ることができない場合に行う、口座通知を求める旨の通知。

### （2）口座通知の到達時期に関する規定等の改正

発行者が特別口座の開設の申出を要する場合を定める規定について、株主が一定の日までに口座通知をしなかった場合とされていたところ、株主がその直近上位機関が定める日までに口座通知をしなかった場合とされた。この法令の定めを踏まえ、以下の要旨で規定を見直す。（規程第46条、規則第42条関係）

- a 口座通知の到達時期に関する規定について、直近上位機関が株主等から口座通知の取次ぎの請求を受けた時点で到達したものとみなす規定へ見直す。
- b 特別口座の開設の申出を要する場合に関する規定について、2.(1)bの「機構が定める日」までに口座通知が到達しなかった場合とする規定へ見直す。

(3) 準用規定の改正

準用規定について、(1)及び(2)に係る所要の改正を行う。

(規程第271条、第272条、第274条の2、第285条の7、規則第339条、第351条、第351条の2、第352条、第357条の4関係)

(4) その他

その他、所要の規定の整備を行う。(規程第2条関係)

3. 施行日

2024年11月1日から施行する。

ただし、発行者がこの施行日以後の日において発した法第131条第1項柱書の通知等について適用するものとし、発行者がこの施行日前の日において発した同通知については、なお従前の例による。

以上